

## 処 分 基 準

令和8年6月1日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第23条(盗品売買等防止団体に係る承認)、第26条第3項（盗品 売買等防止団体に対する報告徴収等） 古物営業法第4条第1号から第7号まで（許可の基準）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第19条の10第1項各号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、認定古物競りあわせん業者に係る認定の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって規則第19条の5第2号から第5号までに該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110）
備 考：